

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表仁井田児童館の項の次に次のように加える。

広面児童館	1,000円
-------	--------

別表上新城小学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。